

町県民税の申告相談は 2月4日から

— 期限内に申告しましょう —

藤里町 税務会計課 税務会計係 ☎79-2113

町県民税の申告や所得税の確定申告をしていただく時期が近づいてまいりました。町では、申告をより正しく期間内に済ませていただくため、10ページの日程表により申告相談をおこないます。

ご承知のとおり、税金は自主申告、自主納税を建前としていますが、所得の計算方法など複雑でわかりにくい点もあると思いますので、日程表に定められた日時に係員とご相談のうえ、申告してください。

申告相談は午前・午後ともに大変混雑します。日程表の「申告相談地区等」に記載されていない地区の方が来られた場合は対応できない場合があります。ご都合により、別会場で相談を受けたい場合は事前にご連絡をお願いします。

申告に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ◆申告書 … 1月中旬に各世帯へ郵送されます ◆印鑑（シャチハタ以外） ◆預金通帳（所得税の還付金が発生する場合にのみ使用します） ◆個人番号カード（マイナンバーカード）…無い場合は、個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）コピー持参可 <u>※申告する全員分が必要です。</u> ◆税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書 ◆給与、年金をもらっている人は、源泉徴収票（ハガキなど）または支払額を証明する書類 ◆雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済掛金、地震保険料（長期損害含む）、生命保険料、寄附金、障害者、勤労学生などの控除を受けようとする人はその証明書、領収書など ◆事業（農業、営業等）を営んでいる場合、その収入や必要経費がわかるもの <u>※収支内訳を作成してきてください。</u> 											
今年度からの変更点について	<p>『配偶者特別控除等の拡充』</p> <p>制度改正により、以下のとおり変更となりましたのでご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="467 1455 1437 1777"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除名</th> <th>配偶者の所得</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者特別控除</td> <td>旧</td> <td>所得 38万円超 ～ 76万円未満 (収入103万円超 ～ 141万円未満)</td> <td>33 ～ 3万円</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>所得 38万円超 ～ 123万円以下 (収入103万円超 ～ 201万円未満)</td> <td>33 ～ 1万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※控除を受ける方の所得が1千万円を超える場合は適用されません。（配偶者控除も同様）</p>	控除名		配偶者の所得	控除額	配偶者特別控除	旧	所得 38万円超 ～ 76万円未満 (収入103万円超 ～ 141万円未満)	33 ～ 3万円	新	所得 38万円超 ～ 123万円以下 (収入103万円超 ～ 201万円未満)	33 ～ 1万円
控除名		配偶者の所得	控除額									
配偶者特別控除	旧	所得 38万円超 ～ 76万円未満 (収入103万円超 ～ 141万円未満)	33 ～ 3万円									
	新	所得 38万円超 ～ 123万円以下 (収入103万円超 ～ 201万円未満)	33 ～ 1万円									

【所得税の確定申告について】

国税である所得税の確定申告は、平成30年分の所得に対する所得税を清算する大切な手続きです。

町の申告相談では、町県民税の申告と同時に、所得税の確定申告書の作成ができますので、税務署に行って確定申告を行う必要はありません。

ただし、複雑なものについては税務署での申告をお願いする場合がありますのでご了承ください。